

(仮称) 駅前図書館等基本設計・実施設計業務委託 特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 (仮称) 駅前図書館等基本設計・実施設計業務委託

2. 目的

本業務は、(仮称) 駅前図書館基本計画に基づき、従来の図書館としての機能だけでなく、地域住民同士はもちろん、地域住民と観光客の交流の場、まちの魅力の発信拠点などの機能を併せ持った総合的な交流拠点として、地元のまちづくり等の経緯や地域関係者の意向を踏まえつつ、施設の適切な管理・運営に資する空間づくり、多様な利用者の居場所づくりを実現するための設計を行うことを目的とする。

3. 計画施設概要

- (1) 施設名称：(仮称) 駅前図書館
- (2) 敷地の位置：那須塩原市本町40-442番地 他
- (3) 施設用途：図書館

4. 設計と条件

- (1) 敷地の条件
 - a. 敷地面積：約4,000㎡（施設駐車場、黒磯駅西口駐輪場を含む）
 - b. 用途地域等：商業地域（建ぺい率80%、容積率400%）
建築基準法第22条に基づく指定区域
- (2) 施設の条件
 - a. 延べ面積：4,500㎡程度
 - b. 主要構造：指定しない
 - c. 高さ：現在、計画地を含む黒磯本通り周辺地区では、街なみ環境整備事業の検討が行われており、周辺の街並みとの調和に留意すること
 - d. 駐車場：30～40台程度（施設平面駐車場）
 - e. 駐輪場：自転車250台以上 二輪車30台以上（黒磯駅西口駐輪場）
- (3) 建設の条件
 - a. 想定事業費：20億円以内（施設駐車場、黒磯駅西口駐輪場を含む）
 - b. 建設工期：約19月
- (4) 耐震安全性の分類
「官庁施設の総合耐震計画基準」による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。
 - a. 構 造 体：Ⅱ類
 - b. 建築非構造部材：B類
 - c. 建築設備：乙類

(5) 設計と条件の資料

- a. (仮称) 駅前図書館基本計画
- b. 敷地確定図
- c. 地盤調査報告書 (別途調査完了後、貸与する)
- d. 黒磯駅西口広場基本設計図書 (基本設計完了後、貸与する)
- e. 黒磯駅東西連絡通路設計図書 (設計完了後、貸与する)
- f. その他、必要に応じて貸与する。

5. 履行期間

契約締結日の翌日から平成29年6月30日まで (予定)

- ・基本設計：契約締結日の翌日～平成28年10月31日 (予定)
- ・実施設計：平成28年11月1日～平成29年6月30日まで (予定)

II 業務仕様

本仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書 (最新版)」(国土交通大臣官房官庁営繕部監修、以下「共通仕様書」という。)によるものとし、発注者と受注者の協議によって決定する。

1. プロポーザル方式により業務を受注した場合の業務履行

(1) 業務実施体制

受注者は、プロポーザル方式による手続きを経て設計業務を受託した場合には、提案された履行体制により当該業務を履行する。ただし、変更すべき事由が生じた場合においては、監督職員との協議によって決定する。

(2) プロポーザル時に提案された技術提案の内容

プロポーザル時に提案された技術提案の内容について、本業務の特記仕様書に反映する事項は、監督職員との協議によって決定する。

2. 設計業務の内容及び範囲

(1) 基本設計

- 建築 (意匠) 基本設計に関する標準業務
- 建築 (構造) 基本設計に関する標準業務
- 電気設備基本設計に関する標準業務
- 機械設備基本設計に関する標準業務
- 外構 (施設駐車場含む) 基本設計に関する業務
- 黒磯駅西口駐輪場基本設計に関する業務
- 公衆便所基本設計に関する業務
- 備品、什器レイアウト計画及び設計に関する業務
- 概算工事額の検討業務

(2) 実施設計

- 建築（意匠）実施設計に関する標準業務
- 建築（構造）実施設計に関する標準業務
- 電気設備実施設計に関する標準業務
- 機械設備（昇降機を含む）実施設計に関する標準業務
- 外構（施設駐車場含む）実施設計に関する業務
- 黒磯駅西口駐輪場実施設計に関する業務
- 公衆便所実施設計に関する業務
- 備品、什器レイアウト計画及び設計に関する業務
- 計画通知申請手続き業務
- エネルギーの使用の合理化等に関する法律に関する手続き業務

(3) 積算業務

（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴収、見積検討資料の作成、設計内訳書の作成等）

- 建築積算
- 電気設備積算
- 機械設備積算
- その他積算

(4) その他

- 透視図作成（外観、内観）
- 模型製作（縮尺（適宜））
- 概略工事工程表の作成
- 黒磯駅西口広場設計との調整
- 黒磯駅東西連絡通路設計との調整
- 専門家等とのデザイン調整
- 図書館の専門アドバイザーとの調整
- 住民等とのワークショップ等に必要な資料作成、及び出席
- その他、会議等に必要な資料の作成、及び出席

3. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づく。
- b. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準に基づく。
- c. 積算業務は、監督職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づく。
- d. 設計と条件を変更することが生じた場合は、発注者と受注者が協議して決定する。

(2) 適用基準等

本業務は以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。特記仕様書に明記されていない事項があるときは、発注者と受注者が協議して決定する。

a. 建築

- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- 建築工事設計図書作成基準
- 建築設計基準
- 建築構造設計基準
- 建築工事標準詳細図
- 構内舗装・排水設計基準
- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- 官庁施設の総合耐震計画基準

b. 建築積算

- 公共建築数量積算基準
- 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- 建築工事見積書標準書式（建築工事編）

c. 設備

- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- 建築設備工事設計図書作成基準
- 建築設備計画基準
- 建築設備設計基準

d. 設備積算

- 公共建築設備数量積算基準
- 公共建築工事内訳書作成要領（設備工事編）
- 公共建築工事見積書標準書式（設備工事編）

(3) 貸与資料等

- 敷地確定図
- 地盤調査報告書（別途調査完了後、貸与する）
- 黒磯駅西口広場基本設計図書（基本設計完了後、貸与する）
- 黒磯駅東西連絡通路設計図書（設計完了後、貸与する）
- その他、必要に応じて貸与する

(4) 打ち合わせ及び記録

打ち合わせは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督職員に提出する。

- a. 業務着手時
- b. 監督職員又は総括責任者が必要と認めた時

(5) 専門家等とのデザイン調整、図書館の専門アドバイザーとの調整及び住民等とのワークショップ

a. 専門家等とのデザイン調整

デザインの質の維持・向上と周辺環境との調和を実現するため、設計の節目となるタイミングで実施する、発注者、受注者及び建築等の専門家が出席するデザイン調整の場への出席及び必要な資料の作成を行う

b. 図書館の専門アドバイザーとの調整

市民にとって使いやすく、また、維持管理の面からもすぐれた図書館とするため、設計の進行状況に応じて、図書館の専門アドバイザーとの協議・調整を行う。

c. 住民等とのワークショップ

市民自らが主体的に本施設の管理運営に関わることを目指すことから、住民等の意見を収集し、設計への反映等を検討する場として実施する、発注者、受注者及び地域住民や関係者等が出席するワークショップへの出席及び必要な資料の作成を行う。

(6) 黒磯駅西口広場及び黒磯駅東西連絡通路との調整

a. 黒磯駅西口広場との調整

黒磯駅西口広場と一体的な空間形成及びデザイン調整に必要な資料を作成するとともに、調整の会議等に参加する。

b. 黒磯駅東西連絡通路との調整

黒磯駅東西連絡通路と（仮称）駅前図書館を接続する場合は、両施設の調整に必要な資料を作成するとともに、調整の会議等に参加する。

(7) その他、業務の履行に係る条件等

a. 成果物提出場所

成果物の提出場所は、那須塩原市建設部都市整備課とする。

b. 成果物の取り扱いについて

本業務の成果物に係る著作権については、発注者に帰属するものとする。ただし、受注者の通常の発表に使用すること等を妨げるものではない。

c. その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、発注者と受注者が協議し決定する。

4. 成果物

(1) 基本設計

成果物等		形態	部数	
1) 総合	○建築（意匠）基本設計図書 ①計画説明書 ②仕様説明書 ③仕上概要表 ④面積表及び求積図 ⑤敷地案内図 ⑥配置図 ⑦平面図（各階） ⑧断面図 ⑨立面図（各面） ⑩主要部詳細図 ⑪外構図（施設駐車場含む） ⑫黒磯駅西口駐車場基本設計図 ⑬公衆便所基本設計図 ⑭備品、什器基本レイアウト図及び概略設計図	A 3	5部	
	○工事費概算書	A 4	2部	
2) 建築構造	○基本構造計画案 ①構造計画概要書 ②仕様概要書	A 3	5部	
	○工事費概算書	A 4	2部	
3) 設備	電気設備 ○電気設備基本計画設計図書 ①電気設備計画説明書 ②電気設備設計概要書	A 3	5部	
		○工事費概算書	A 4	2部
	給排水衛生設備 ○給排水衛生設備計画設計図書 ①給排水衛生設備計画説明書 ②給排水衛生設備設計概要書	A 3	5部	
		○工事費概算書	A 4	2部
	空調換気設備 ○空調換気設備基本計画設計図書 ①空調換気設備計画説明書 ②空調換気設備設計概要書	A 3	5部	
		○工事費概算書	A 4	2部
	昇降機等 ○昇降機等基本設計図書 ①昇降機等計画説明書 ②昇降機等設計概要書	A 3	5部	
		○工事費概算書	A 4	2部
4) その他	○透視図（外観及び内観）	適宜	2部	

	○模型	適宜	適宜
	○専門家等とのデザイン調整に必要な資料	適宜	適宜
	○図書館のアドバイザーとの調整に必要な資料	適宜	適宜
	○住民等とのワークショップにおいて必要となる資料	適宜	適宜
	○黒磯駅西口広場及び黒磯駅東西連絡通路との調整に必要な資料	適宜	適宜
成果物等		形態	部数
5) 資料	○各種技術資料	適宜	2部
	○各記録書	A4	2部
	○各種データ	適宜	適宜
	○原図	適宜	1部

- (注) : 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。
: 建築構造の成果物は、総合の成果物の中に含めることができる。
: 設備の成果物は、総合の成果物の中に含めることができる。
: 「計画説明書」には、設計主旨、計画概要及び施設の維持・管理に関する記載を含む。
: 成果物は、監督職員の指示により、ファイル綴じ又は製本する。
: 各種データは、監督職員の指示によるデータ形式により、CD又はDVDに保存し、提出する。

		成果物	形態	部数
3) 設備 (続き)	c. 空調 換気設 備	<ul style="list-style-type: none"> ○空調換気設備設計図 ①仕様書 ②敷地案内図 ③配置図 ④空調設備系統図 ⑤空調設備平面図 (各階) ⑥換気設備系統図 ⑦換気設備平面図 (各階) ⑧その他設置設備設計図 ⑨部分詳細図 ⑩屋外設備図 ○工事費概算書 ○各種計算書 ○その他、計画通知に必要な図書 	<p>適宜</p> <p>A 4</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p>	<p>5部</p> <p>2部</p> <p>2部</p> <p>適宜</p>
	d. 昇降 機等	<ul style="list-style-type: none"> ○昇降機等設計図 ①仕様書 ②敷地案内図 ③配置図 ④昇降機等平面図 ⑤昇降機等断面図 ⑥部分詳細図 ⑦屋外設備図 ○工事費概算書 ○各種計算書 ○その他、計画通知に必要な図書 	<p>適宜</p> <p>A 4</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p>	<p>5部</p> <p>2部</p> <p>2部</p> <p>適宜</p>

	成果物	形態	部数
4) 積算	○建築積算 ①建築工事積算数量算出書 ②建築工事積算数量調書 ③単価作成資料 ④見積書等関係資料 ⑤工事費内訳書 ⑥営繕工事積算チェックマニュアル(建築工事編)	A 4	2部
	○電気設備積算 ①電気設備工事積算数量算出書 ②電気設備工事積算数量調書 ③単価作成資料 ④見積書等関係資料 ⑤工事費内訳書 ⑥営繕工事積算チェックマニュアル(電気設備工事編)	A 4	2部
	○機械設備積算 ①機械設備工事積算数量算出書 ②機械設備工事積算数量調書 ③単価作成資料 ④見積書等関係資料 ⑤工事費内訳書 ⑥営繕工事積算チェックマニュアル(機械設備工事編)	A 4	2部
5) その他	○概略工事工程表	適宜	2部
	○各種データ	適宜	適宜
	○原図	適宜	1部

- (注) : 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。
: 建築構造の成果物は、総合の成果物の中に含めることができる。
: 積算数量算出書の作成は、積算営繕システムR I B C 2 ((一財) 建築コスト管理システム研究所) による。
: 設計図は、適宜追加してよい。
: 成果物は、監督職員の指示により、ファイル綴じ又は製本する。
: 各種データは、監督職員の指示によるデータ形式により、CD又はDVDに保存し、提出する。